



# 合意書

契約者(以下「甲」)は、グローバルペイメント株式会社(以下「乙」)が提供するクレジットカード決済システム(以下「本システム」)利用申込みに際し、乙より加盟店規約(以下「本規約」)を受領し、その内容を理解したものとします。

甲は、乙の審査の結果加盟が認められた場合、本規約を順守し、本システムを利用するものとします。

甲及び乙は、甲乙間で締結される本規約に基づく加盟店契約に関し、次のとおり合意します。

1 甲は、サービス利用開始以後も本規約を保管するものとし、本規約が改定される場合、乙は、甲に改定内容を通知し、かかる通知をもって甲は、改定内容を承諾したものとみなします。また、甲は、甲の責任で本規約を管理し、乙に対してその改定内容について異議を申し立てないものとします。

2 本規約記載のクレームの発生率が高く、甲において不正、不相当又は不適切なオペレーションが行われている疑いがあると乙又は乙の提携銀行が判断した場合には、乙の判断に基づき、甲に対する決済サービスの提供を中止及び支払留保をすることができるものとします。

3 前項の際、乙は甲に対し、サービス提供の中止時点までの未精算カード決済金について、チャージバック申立ての有効期間である6か月間(問題が起こる可能性があると判断した場合には6か月以上)、乙の提携銀行側にプールされる可能性があるため、上記期間において、未精算カード決済金の全額を支払うことができなくなる場合があることを、甲は事前に確認し、乙の上記支払留保について予め了承することとします。

4 甲は、乙から受けたチャージバック通知、決済返金通知に異議なく従うものとします。また、乙からのこれらの通知方法については、電子メールその他乙が決定した任意の手段によるものとします。

上記の場合において支払が留保された未精算決済金についての具体的な支払時期及び支払金額等については、返金の発生率、件数等に応じて、乙の判断により決定するものとします。

5 本規約に基づく加盟店契約の解約・解除後においても、乙は甲に対し収納代金及び返金等の未精算額の完済までは、その限度において、本規約の効力を有するものとします。

## 【反社会的勢力排除に関する確認事項】

甲は、本規約第27条(反社会的勢力との取引拒絶)を確認し、乙に対し反社会的勢力でないことを確認するものとします。

甲は、西暦 年 月 日 本合意書及び本規約の内容に異議なく同意します。

(甲) ※法人の場合は法人の所在地、個人の場合は店舗所在地

所在地  
法人名・店舗名  
氏名

契約者印

角印・シャチハタ不可

(乙)

東京都港区麻布台二丁目3番22号  
一乗寺ビル2階

グローバルペイメント株式会社  
代表取締役 小松 芳史